

# 国民年金 Q&A

**Q** 障害基礎年金とはどのようなものですか？

**A** 国民年金の加入中や20歳前の病気やケガが原因の、政令で定められた1級・2級の障害に該当するときに受けられる年金です。

【障害基礎年金を受ける条件】

国民年金の加入中に初診日があり、その前々月までに保険料納付済み期間（免除期間などを含む）が、加入すべき期間の3分の2あること。（国民年金の加入が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば受けられます。）

障害認定日 に政令で定められている障害等の1級、または2級の状態であること。

20歳前の障害については、 の条件に該当していれば、20歳になったときから受けられます。（ただし、一定の所得制限があります。）

障害認定日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医者にかかった日（初診日）から1年6か月を経過した日か、その期間内に治った日（症状が固定した日を含む）です。



〔保険料納付要件の特例〕

初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がなければ受給できます。

受けられる年金額（年金）	1級障害	990,100円
	2級障害	792,100円

〔子がある場合の加算額〕

障害年金受給者に、生計を維持している子がいる場合は、子の人数により以下の額が加算されます。

1人目・2人目	1人につき 227,900円
3人目以降	1人につき 75,900円

\* 子とは18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子に限ります。

## 特別障害給付金制度

国民年金への加入が任意だったため加入せず障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に特別障害給付金が支給されます。

対象となる人……昭和61年度前の現在の第3号被保険者にあたる人や平成3年度前の学生や、任意加入していなかった障害等級1・2級の認定を受けた人

支給額（月額）	1級障害	49,850円	所得により支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。保険年金課 ☎40 - 5558
	2級障害	39,880円	